

# 市民体育館および保健センターの敷地内禁煙を実施します！

市では、健康増進法第25条に基づき平成28年4月1日(金)から、市民体育館および保健センターの敷地内を全面禁煙とします。

たばこを吸わない方が他人のたばこの煙を吸わされること(受動喫煙)により、肺がんや循環器疾患の危険性が高まるなど、健康への悪影響を受けることが明確になっています。さらに、受動喫煙による影響は、目の痛み、涙、くしゃみ、鼻閉、頭痛、咳などがあります。



子どもたちを含むたばこを吸わない方を、たばこの煙から守るため、ご理解・ご協力をお願いします。

お問い合わせは、

保健センター

☎(25)1725、FAX(25)1865

市民体育館

☎(23)2811、FAX(25)9351へ。

## 障害者差別解消法が4月1日より施行されます



すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が平成25年6月に制定されました。

平成28年4月1日に施行されるこの法律についてお知らせします。

### 【障害者差別解消法とは?】

この法律は、国や市町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者での「障害を理由とする差別」をなくし、すべての人が障害のあるなしにかかわらず、おたがいに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくるための法律です。

### 【障害を理由とした差別とは?】

この法律により、障害のある人に対する「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます。

### ◆不当な差別的取り扱い

正当な理由もなく、障害があるというだけでサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障害のない人にはない条件をつけたりすることです。

### ◆合理的配慮の不提供

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず、社会

的障壁(※)を取り除くための必要かつ合理的な配慮をしないことです。

### ※社会的障壁

障害のある人にとって、

日常生活や社会生活を送る上で障壁となるもの。例えば、通行や利用しにくい設備・施設、利用しにくい制度、障害のある人を意識し

ていない慣習・文化、障害のある人への偏見などを指します。

サイトをご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

お問い合わせは、

障害福祉課(2階)

☎(20)1666、FAX(20)1610へ。

## 「茂原市健康増進計画・食育推進計画検討委員会」委員を募集

市では、「茂原市健康増進計画・食育推進計画」を策定するにあたり「茂原市健康増進計画・食育推進計画検討委員会」を設置し、皆様のご意見をいただくため、委員の募集を行います。

- ◆応募資格 市内在住・在勤の18歳以上(平成28年4月1日現在)で平日の昼間の会議(5回)に参加できる方
- ◆期 間 平成28年5月～平成29年3月
- ◆募集人員 4人
- ◆応募期限 4月15日(金)
- ◆応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、直接持参、FAX、メールで応募(応募用紙は健康管理課、保健センターで配布のほか、市ウェブサイトからダウンロードできます)
- ◆その他 報酬および謝礼金はなし

お問い合わせは、健康管理課(2階)  
☎(20)1574、FAX(20)1600へ。